

火葬—御遺骨を本邦に持ち帰る場合

1. 火葬のための必要書類

※下記内容は、一般的な事案における必要書類につきまして、現地葬儀社から聴取した内容に基づいて作成しております。

事案によっては、2. ①死亡証明書、②遺体検案書以外にも追加書類を求められることがございますので、依頼する葬儀社を通じ、各関係機関（現地警察、保健所、当国入管等）に予めご確認下さい。

2. 通関のための書類（税関 bea cukai に提示）

| | 書類名 | 発行機関 | その他備考 |
|---|---|-------------|---|
| ① | 死亡証明書 Surat keterangan kematian | 病院 | 本邦死亡届等各種手続きのために 原本が必要 （再発行及び複数作成は不可のため要注意。） |
| ② | 遺体検案書 surat keterangan pemeriksaan jenazah | 病院※③と兼ねる場合有 | 人定事項、死亡日時・場所、死因等 重要事項が記載されているもの。 |
| ② | 死因医療証明書（死亡確認等） surat keterangan dari Dinas Kesehatan | 現地保健所 | 人定事項、死亡日時・場所、死因等 重要事項が記載されているもの。 |
| ④ | 搬送許可書 surat jalan dari pemerintah setempat | 現地警察及び役所 | 地方で死亡し、住所地で火葬する場合等、御遺体を搬送する場合 |
| ⑤ | 火葬証明書 surat perabuan dari krematorium | 火葬場又は保健省 | |
| ⑥ | （火葬後の）手続き証 surat dari yayasan kematian yang mengurus | 葬儀社 | |
| ⑦ | 税関検査証 Surat dari Bea Cukai Setempat | 現地税関 | |
| ⑧ | 旅券（原本及び写し） paspor asli dan copy | — | 以下4. 参照 |

3. 出国のための書類（インドネシア入国管理局に提示）

- ① 旅券（入国印の入った旅券原本）
- ③ 日本大使館領事部からの領事レター（ご遺骨が日本人であったことを証するレター）。
- ④ 死亡証明書（写し）

4. 旅券失効処理（日本大使館領事部または日本の本籍地の都道府県旅券事務所）

執行処理は、旅券原本を持参し、日本大使館領事部又は帰国後に本籍地のいずれでも可（可能であれば当地滞在中に行うことが望ましい）。

5. 原本照合（日本大使館領事部）

本邦手続き等において重要書類となる①死亡証明書、②遺体検案書は、市役所手続きや保険請求時等に原本に準じる書類の提出を求められる場合があるため、日本大使館領事部において5部写しを作成し、「原本と照合済み—在インドネシア日本国大使館 領事 氏名」と押印致します。

6. 遺骨証明書（Surat Keterangan Abu）（日本大使館領事部）（有料）

当国の場合、遺骨を持ち帰る際には必ずしも必要ではありません。また、この証明書を所持していても、空港税関や警察等の開封要求には応じる必要があります。

7. 死亡届（本邦帰国後、日本の市役所）

上記①死亡証明書、②遺体検案書又は③死因医療証明書の**原本**に和訳（様式は問わず、誰が訳してもかまわないが、訳者の氏名を必ず記載してもらうこと）を添えて提出。

日本の市役所に死亡届を提出しない限り、埋葬許可書等が発行されません。